

わかやま 県議会 だより

No.19

平成25年[2013]
2月17日発行(年4回発行)



キノピー

「紀の国ふるさとづくりキャラクタ―」及び「紀の国森づくり大使」のキノピー！
仕事は、和歌山の豊かな森林や山村を守り育てること。



12月定例会号

主な記事

2~3面 平成24年12月定例会の概要

4面 常任委員会活動レポート
県議会からのお知らせ

議員提案条例

さあ スタートだ!!

和歌山県がん対策推進条例 制定!

県民みんなで取り組もう!!



条例案検討会

条例の目的と県民の役割

がん対策推進条例とは、基本理念である「七位一体の取組」を定め、県の責務や市町村、県議会、県民、保健医療関係者、教育関係者、事業者の役割を明らかにするとともに、みんなの一致協力した連携のもとで、実効性のあるがん対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする条例です。

県民の役割は、次のように規定されています。

(県民の役割)

- ◆ 県民は、喫煙、飲酒、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を学び、がんの予防に必要な注意を払うとともに、積極的にがん検診を受けるよう努める。
- ◆ 県民は、県及び市町村が実施するがん対策に関する施策に協力するよう努める。

くわしくはWEBで…

和歌山県がん対策推進条例

検索

県民のみなさまへ

がん対策推進に係る条例案検討会座長

県議会議長 山下 直也



長年にわたって、がんは県民の死亡原因の第1位の疾病です。この憂慮すべき事態にがんがみ、県を挙げて、がんとの闘いに取り組むことが求められております。

このたび、議員提案で制定されました「和歌山県がん対策推進条例」は、がん対策に携わる現場の方々、がん患者のみなさま、そして、ご家族を元気づけ、励まし、政策で応援できる、そのような内容の条例であります。この現場重視の理念のもとに、「がん対策について、できること、すべきことは、全てする。そのために規定すべきことは、全て規定する」という方針で、33条に及ぶ条文に思いを込めました。この条例によって、和歌山県がん対策推進計画やがん対策に関する施策の充実を力強く後押ししたい。がん対策を充実強化し、大きく進展させていきたいと考えております。

かけがえない大切ないのち、一度きりの人生です。ほとんどのがんは、早期発見で治すことができます。県民のみなさまにおかれましても、「自分のいのちは、自分で守る」という強い信念のもとに、正しい知識を持って、がんの検診を受けていただき、がんの予防、そして早期発見、早期治療に努めていただきたいと思っております。

条例制定に寄せて

乳がん患者会「スマイルの会」代表 出羽 明美

乳がん患者会「スマイルの会」は、会員みんなで支え合い、励まし合って、結成から6年目を迎えました。

このたび、条例案検討会に参加させていただき、がんになっても「いきいき」と生活することができる、がん患者への配慮にあふれる条例を要望しました。条例の内容に意見が反映されたことは、大変うれしく思っています。

がん患者＝リタイアではないという考えのもと、がん患者とその家族がいきいきと安心して暮らせる和歌山の実現を期待し、私自身も精進したく思います。

和歌山県がん患者連絡協議会会長 岡本 久子

「実効性のあるがん対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。」がん患者さん達にとって、条例第1条の「実効性のあるがん対策」は、明るい希望になると思います。条例案検討会で患者の生の声を真摯に聞いてくださいましたことは、大変ありがたいことでした。

条例制定後も「生きる」という務めを果たしながら、早期発見・早期治療・検診の大切さを訴え、死亡率の低下につなげていきたいと思っております。

この条例によって、一条の光が、がん患者さん達に届くことを願っています。